

宝塚市の給与・定員管理等について

■ 職員の給与について

市職員の給与は、給料と地域、扶養、住居、通勤、期末・勤勉手当などの職員手当を合わせたもので構成され、地方自治法と地方公務員法の規定により、市議会の議決を経て定められた条例に基づいて支給しています。

また、市職員の給与改定は生計費、国や他の地方公共団体の職員・民間企業従業員の給与などとのバランスを考慮して、人事院が行う給与改定の勧告に準じて決定されます。

■ 公表様式について

宝塚市では総務省が定める共通様式にて、職員の給与・定員管理等を公表しています。

他の地方公共団体の給与・定員管理については総務省が提供する（[地方公共団体給与情報等公表システム](#)）をご覧ください。

1 ■ 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (年度末時点)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 令和元年度の人件費率
令和2年度	人 232,854	千円 102,443,168	千円 1,512,526	千円 16,605,581	16.2%	19.2%

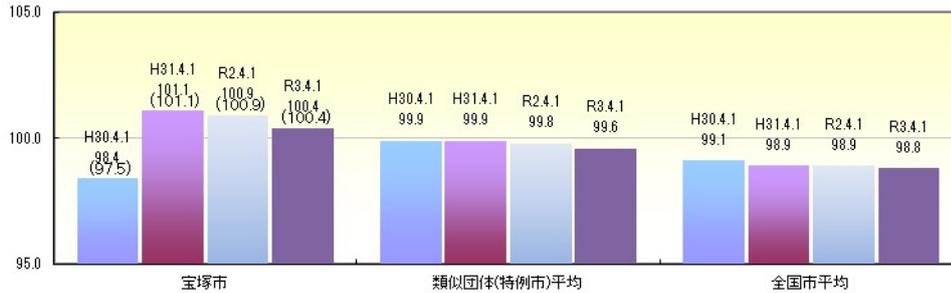
- (注) 1 人件費には給与のほか退職手当や年金、健康保険、災害補償費などの使用者負担金や特別職に支給される給料、報酬などを含みます。
- 2 実質収支は、歳入歳出の差引額から、翌年度に繰り越すべき財源を除いたもので、黒字か赤字かの指標となります。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 (B/A)	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和2年度	人 1,513 (18)	千円 5,487,601	千円 1,892,907	千円 2,563,246	千円 9,943,754	千円 6,494	千円 6,267

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
- 2 職員数は、給与実態調査を基礎とし、令和2年4月1日現在の人数です。
- 3 「職員数 A」欄の () 人数は再任用短時間勤務職員数（別掲）です。
- 4 給与費には再任用短時間勤務職員の給与費が含まれています。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※ラスパイレス指数が100を超えている理由及び改善の見込み

ラスパイレス指数は、職員構成を学歴別・経験年数階層別に区分し、各団体の職員構成が国の職員構成と同一と仮定して算出するものです。

ラスパイレス指数が100を超えている要因として、国との職員構成や昇格制度の違いが挙げられます。

いわゆる団塊の世代の定年退職等による退職者数の増加に伴い、管理・監督職への昇格年齢が低下し、経験年数の短い職員が管理・監督職に昇格しています。これは、公務員の給与決定の原則の1つである職務給の原則により、職務の複雑、困難及び責任の程度に応じて給与を決定するため、経験年数が国の職員と同じでも、国の職員よりも早く管理・監督職に昇任することで、国の職員より給料月額が高くなるため、ラスパイレス指数を上昇させる要因となっています。

また、国では最終学歴が高校卒の職員が本省の課長級以上の役職になることは稀ですが、本市では高校卒・短大卒の職員であっても能力に応じて部長等の管理職へ登用しています。そのため、高校卒・短大卒の職員に係るラスパイレス指数が国よりも高く、このこともラスパイレス指数を上昇させる要因となっています。

今後の改善の見込みとしては、給料表の引き下げや初任給基準の2号給引き下げ、55歳昇給停止の導入等、給与制度の見直しを平成31年度から順次実施しているため、今後はラスパイレス指数は徐々に低下していく見込みです。

なお、平成30年のラスパイレス指数が100を下回っている理由は、平成28年度から3年間の時限的な本市独自の給与カットを行ったためであり、その復元による影響で平成31年は大幅に上昇していますが、給与カット実施前の平成27年度のラスパイレス指数(102.3)からは1ポイント以上低下しています。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し [実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職員に適用する行政職給料表について、国の引き下げ率を上回る平均3%の引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表についても、行政職給料表との均衡を踏まえて引下げを実施。

② 地域手当の見直し

(支給割合) 平成28年度～平成30年度については、国基準15%に対し、宝塚市においても15%を支給すると規定していましたが、給与減額措置として14%に据え置いて支給。

(実施時期) 平成27年4月1日から実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年4月1日時点は13%、給与改定により平成27年4月1日に遡及し14%、平成31年4月1日から15%を支給。

(参考)

	平成26年度の 支給割合	平成27年度の実給割合		平成28年度～ 平成30年度の 支給割合	令和元年度 以降の 支給割合
		4月1日時点	遡及改定後		
国基準による 支給割合	12%	13%	14%	15%	15%
宝塚市の 支給割合	12%	13%	14%	14%	15%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 ■ 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和3年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
宝塚市	40.8歳	308,063円	421,862円	391,498円
兵庫県	43.7歳	328,600円	424,668円	381,559円
国	43.0歳	325,827円	-	407,153円
類似団体	41.8歳	316,861円	410,658円	367,018円

② 技能労務職

	公務員					民間			参考 A / B
	平均年齢	人数	平均給料 月額	平均給与 月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与 月額 (B)	
宝塚市	47.2 歳	190 人	340,663 円	441,101 円	414,284 円	-	-	-	-
清掃職員	46.6 歳	51 人	339,706 円	461,748 円	415,746 円	廃棄物処理従業員	46.6 歳	304,600 円	151.59%
給食調理員	44.8 歳	53 人	326,634 円	399,527 円	399,527 円	調理師	42.0 歳	268,300 円	148.91%
用務員	50.5 歳	45 人	363,118 円	478,772 円	438,037 円	用務員	50.3 歳	235,200 円	203.56%
兵庫県	56.3 歳	361 人	337,500 円	404,625 円	370,921 円	-	-	-	-
国	50.9 歳	2201 人	286,947 円	-	328,603 円	-	-	-	-
類似団体	51.1 歳	122 人	325,106 円	387,309 円	362,823 円	-	-	-	-

	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	市職員(C)	民間(D)	C / D
宝塚市	-	-	-
清掃職員	7,423,264 円	4,236,800 円	175.21%
給食調理員	6,598,842 円	3,553,900 円	185.68%
用務員	7,782,992 円	3,186,100 円	244.28%

(注) ※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ（平成 30 年～令和 2 年の 3 年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。宝塚市の数値は、正規職員のみ平均値であり、パート雇用者や 60 歳以上の者は含みません。

一方、民間数値は、パート雇用者や 60 歳以上の者までを含む平均値であり、市職員とは対象範囲が異なり、正確な比較値ではありません。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
宝塚市 (幼稚園教諭)	39.7 歳	299,874 円	386,241 円
兵庫県	41.3 歳	355,500 円	414,785 円
類似団体	39.7 歳	307,266 円	369,050 円

④ 消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
宝塚市	37.8 歳	299,526 円	424,847 円
類似団体	39.1 歳	312,480 円	412,808 円

- (注) 1 ①から④の各表の「平均給料月額」は、令和 3 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものです。期末手当、勤勉手当、退職手当は除かれます。
- また、「平均給与月額 (国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区分		宝塚市	兵庫県	国
一般行政職	大学卒	186,500円	188,700円	182,200円
	高校卒	157,200円	154,900円	150,600円
技能労務職	高校卒	157,200円	151,600円	147,900円
	中学卒	-	-	139,900円
教育職 (幼稚園教諭)	大学卒	186,500円	対応職種なし	対応職種なし
	高校卒	157,200円		
消防職	大学卒	197,800円	-	-
	高校卒	167,900円		

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額額の状況（令和3年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	277,451円	358,243円	384,956円	407,862円
	高校卒	235,100円	-	361,450円	373,120円
技能労務職	高校卒	261,500円	-	353,950円	371,100円
	中学卒	-	-	333,100円	351,071円
教育職 (幼稚園教諭)	大学卒	255,800円	355,900円	377,333円	-
	高校卒	270,008円	-	393,000円	-
消防職	大学卒	-	-	352,000円	371,900円
	高校卒	-	-	-	-

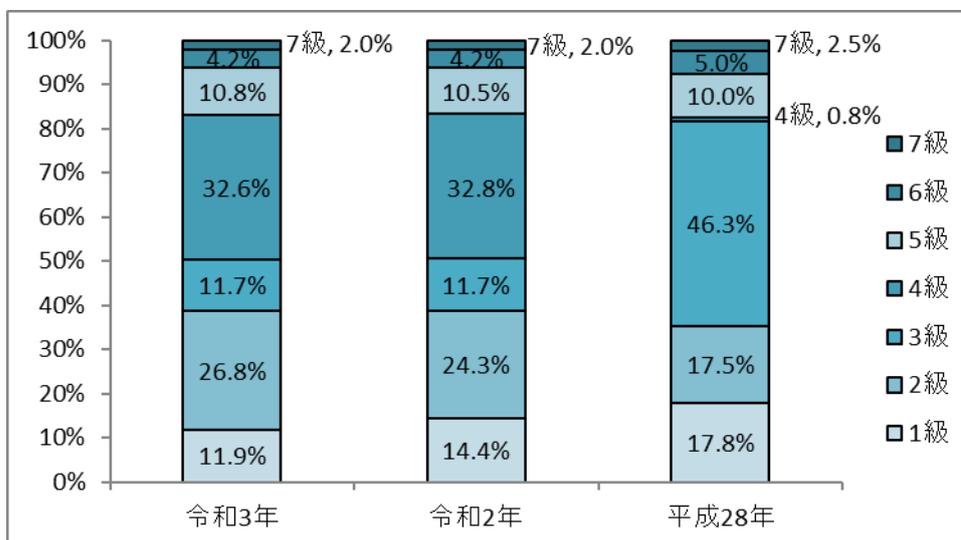
(注) 「-」が記載されている区分は、該当者がいないため表示していません。

3 ■ 一般行政職の級別職員数等の状況

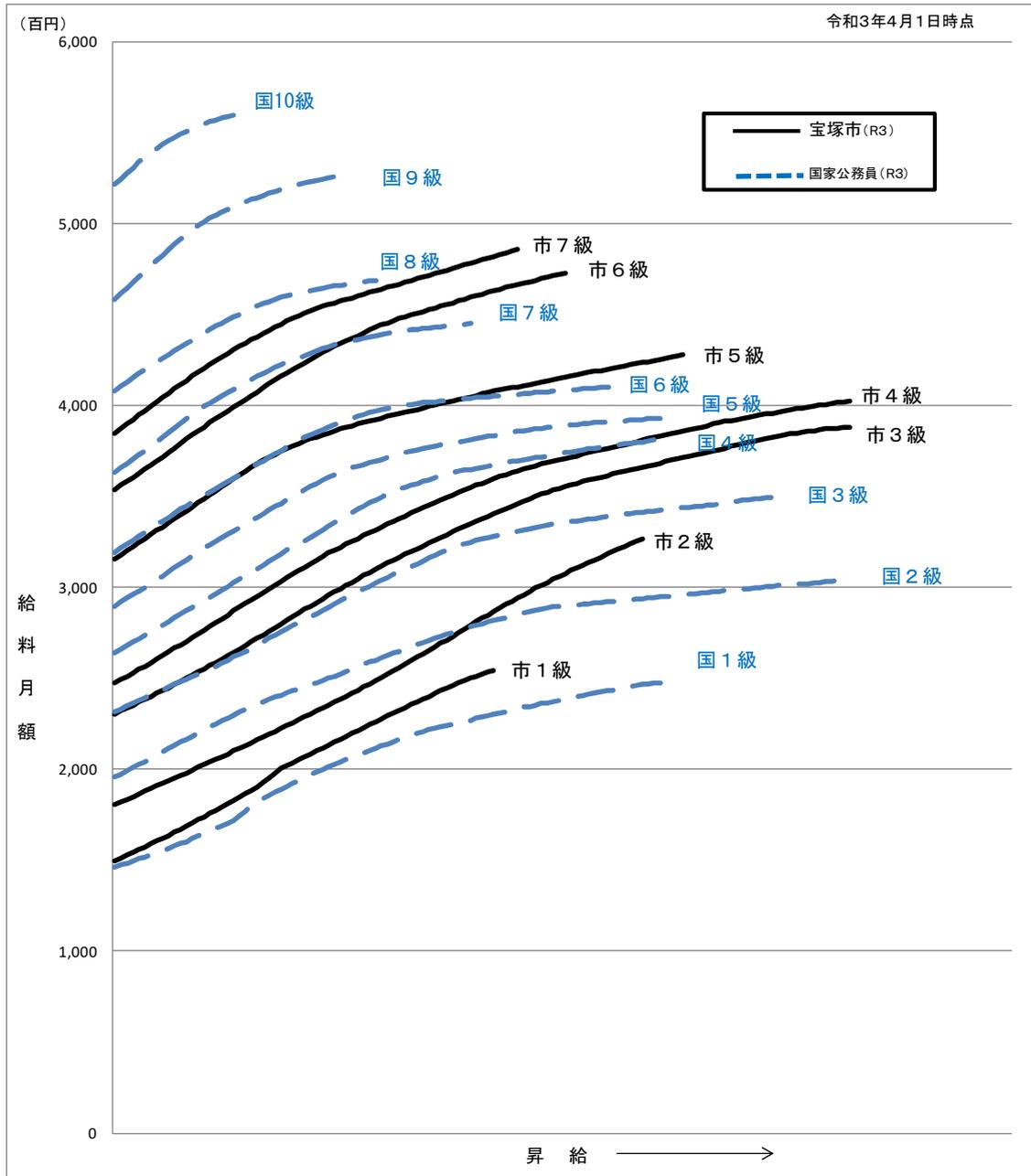
(1) 一般行政職の級別職員数の状況及び給料表の状況（令和3年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	理事・技監・部長	15人	2.0%	384,600円	485,700円
6級	室長	31人	4.2%	353,700円	472,800円
5級	課長・副課長	80人	10.8%	315,600円	427,500円
4級	係長	242人	32.6%	247,400円	402,500円
3級	主任	87人	11.7%	230,400円	388,100円
2級	事務職員・技術職員	199人	26.8%	180,500円	326,400円
1級	事務職員・技術職員	88人	11.9%	149,600円	254,400円

- (注) 1 宝塚市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和3年4月1日現在）



(3) 昇給への勤務成績の反映状況

令和3年4月2日から令和3年12月1日現在 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○			
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分	○	○		
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない	○			
活用予定時期			未定	

4 ■ 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

	宝塚市		兵庫県		国	
1人当たりの平均支給額 (令和2年度)	千円 1,673		千円 1,789		千円 -	
支給割合 (令和2年度)	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	2.55 月分 (1.45 月分)	1.9 月分 (0.9 月分)	2.55 月分 (1.45 月分)	1.9 月分 (0.9 月分)	2.55 月分 (1.45 月分)	1.9 月分 (0.9 月分)
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置あり ・ 職務段階別加算 5%~20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置あり ・ 役職加算 5%~20% ・ 管理職加算 10%~20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置あり ・ 役職加算 5%~20% ・ 管理職加算 10%~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○		
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率			○	○
標準の成績率のみ(一律)	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和3年4月1日現在）

勤続年数	宝塚市		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
その他加算措置	定年前早期退職特別措置 2~30%		定年前早期退職特別措置 2~45%	
平均支給額	4,263 千円	21,782 千円	-	-

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（令和3年4月1日現在）

給料・扶養手当などの合計額の15%を支給

※民間企業の賃金、物価及び生計費が特に高い地域に支給されるもの

支給実績(令和2年度決算)			871,093千円
支給職員一人当たり平均支給年額(令和2年度決算)			564千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
市域全域	15%	1,542人	15%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			100.9 (100.9)

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	44,921千円
支給職員一人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	129千円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和2年度決算)	23%
手当の種類(手当数)	12種類

特殊勤務手当の種類

種類	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和2年度決算)	左記職員に対する支給単価
清掃作業等手当	クリーンセンターに勤務する職員	じんかいの収集又は処理作業に従事したとき	7,105千円	1日 600円(荷重5トン以上のクレーンの運転業務に従事したときは、1日400円を加算する。)
災害対策業務従事手当	当該業務に従事した職員	水防本部若しくは災害対策本部が設置されているとき、又は市長が特に必要があると認めるときに、荒雨天等の現場における災害対策業務に従事したとき	83千円	1日 1,500円
防疫手当	医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外の職員で当該業務に従事した職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに市長がこれらに相当すると認める感染症の患者の消毒、看護又は診療に従事したとき	3,497千円	1日 290円 (新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事したときは、1日3,000円(患者若しくはその疑いのある者の身体への接触し、又は長時間に渡り接して行う作業に従事したときは1日4,000円))
行旅病人等処理手当	当該業務に従事した職員	行旅病人の収容その他の処置をしたとき	0千円	1回 500円
火葬手当	市営火葬場に勤務する職員	行旅死亡人の収容をしたとき 死体の火葬に従事したとき	0千円 2,258千円	1回 1,000円 1回 500円
年末年始特別勤務手当	当該業務に従事した職員	12月29日から翌年の1月3日までの日又は市長が特に定める日に勤務したとき	4,783千円	1日 5,500円
消防夜間特殊勤務手当	消防本部に勤務する職員	消防業務のため隔日勤務したとき	15,026千円	1当務 700円
消火等業務手当	消防本部に勤務する職員	消火業務、救助業務又は水防業務に出動したとき	1,562千円	1回 200円
	消防本部に勤務する救急救命士	救急業務に出動したとき	5,173千円	1回 250円(救急救命士法施行規則(平成3年厚生省令第44号)第21条各号に掲げる業務に従事したときは、1回510円)
	消防本部に勤務する救急救命士以外の隊員	救急業務に出動したとき	1,644千円	1回 150円
高所等作業手当	消防本部に勤務する職員	はしご(屈折を含む。)付消防ポンプ自動車で高所において消防業務等に従事したとき 潜水作業に従事したとき	118千円 29千円	1回 220円 1回 310円
主任技術者等手当	当該業務に従事した職員	電気主任技術者その他市長が特に必要があると認める主任技術者等に選任されたもの	444千円	月額 5,000円(電気主任技術者については、保安監督箇所が2箇所を超えるときは、1箇所増すごとに月額1,000円を加算する。)
緊急運転業務手当	消防本部に勤務する職員	消防用自動車(大型自動車又は中型自動車に限る。)を緊急自動車として運転する業務に従事したとき 消防用自動車(普通自動車に限る。)を緊急自動車として運転する業務に従事したとき 救急用自動車を緊急自動車として運転する業務に従事したとき	295千円 9千円 521千円	1回 150円 1回 100円 1回 50円
医師特別調整手当	医療職給料表(一)の適用を受ける職員	医師特別調整手当 医療職給料表(一)3級の職務にある職員で36号給以上の号給に決定されたものうち市長が別に定める職員(以下この表において「部長級の職員」という。) 医療職給料表(一)3級の職務にある職員(部長級の職員を除く。) 医療職給料表(一)2級の職務にある職員で28号給以上の号給に決定されたもの 医療職給料表(一)2級の職務にある職員で27号給以下の号給に決定されたもの 医療職給料表(一)1級の職務にある職員	0千円 2,470千円 0千円 0千円 0千円	月額 220,000円 月額 190,000円 月額 150,000円 月額 125,000円 月額 105,000円

(5) 時間外勤務手当

決算年度	支給実績	職員一人当たり平均支給年額
令和2年度	354,540千円	232千円
令和元年度	241,048千円	159千円

- (注) 1 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員は「支給実績（令和2年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。
- 2 令和元年度から令和2年度にかけて支給実績等が大幅に増加している要因は、令和2年度に係長級の管理職手当が廃止され、時間外勤務手当に移行したためです。

(6) その他の手当（令和3年4月1日現在）

区分	内容	平均支給額
扶養手当	配偶者 6,500円（室長級3,500円、部長級は無し） 子 10,000円 父母等 6,500円（室長級3,500円、部長級は無し） 16～22歳の特定期間の加算 5,000円	232,835円
住居手当	借家など 限度額 27,000円	285,459円
通勤手当	交通機関の利用者 限度額 55,000円 自動車の利用者 2,000円～36,600円 単車・自転車の利用者 2,000円～24,500円	84,186円

(注) その他の職員手当として、宿日直手当、休日勤務手当、管理職手当などがあります。

5 ■ 特別職の報酬等の状況

区分	給料または報酬	(参考) 類似団体における 最高/最低額	期末手当 (令和2年度の 支給割合)	退職手当		
				1期の手当額	算定方式	支給時期
市長	978,000円	1,120,000円 / 643,500円	3.35月分	18,777,600円	給料月額 × 在職月数 × 0.4	任期毎
副市長	795,800円	911,000円 / 637,500円		9,167,616円	給料月額 × 在職月数 × 0.24	
教育長	682,000円	- 円 / - 円		4,419,360円	給料月額 × 在職月数 × 0.18	
議長	711,700円	758,000円 / 529,400円	3.35月分	-	-	-
副議長	639,400円	708,000円 / 466,000円		-	-	-
議員	587,000円	664,000円 / 439,000円		-	-	-

- (注) 1 地域手当として市長、副市長、教育長に給料月額の15%を支給しています。
- 2 「1期の手当額」は、令和3年4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、1期（4年=48月）勤めた場合における退職手当の見込み額です。

■ 職員数の状況

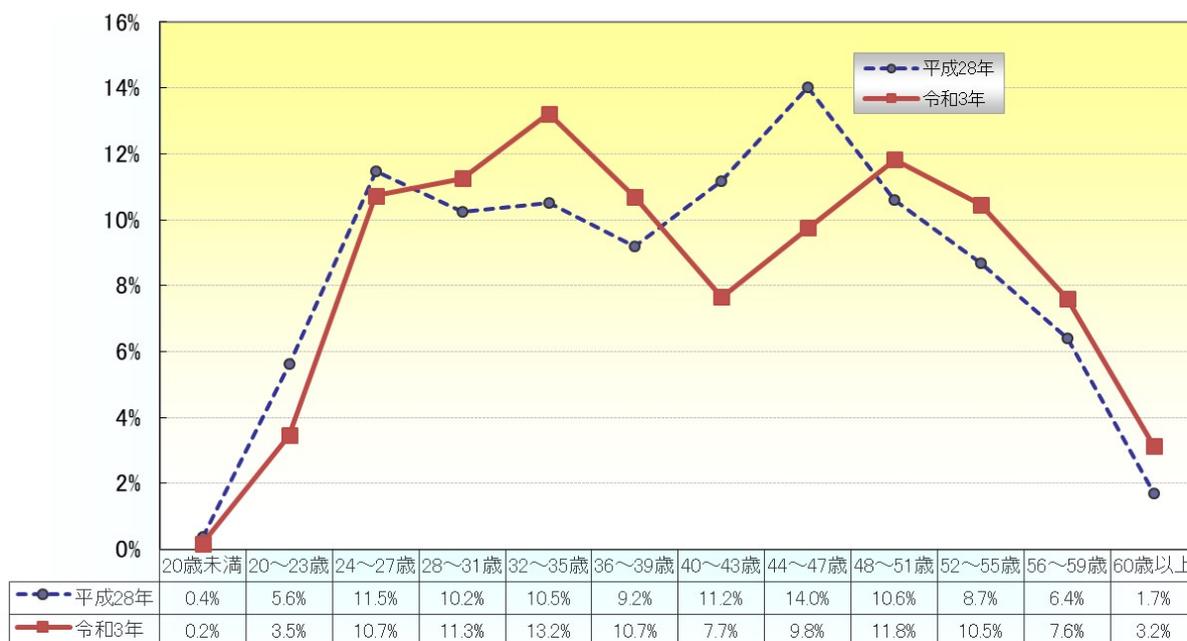
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

		職員数(一般職)			対前年 増減数	主な増減理由
		令和元年	令和2年	令和3年		
普通会計部門	議会	12	12	12	0	
	総務	251	250	255	5	DXの推進並びに施設マネジメント業務、選挙事務及びマイナンバー交付業務の対応のため
	税務	65	69	69	0	
	労働	4	5	4	△1	新型コロナウイルスのワクチン接種事業の対応のため
	農林水産	12	17	17	0	
	商工	17	19	18	△1	新型コロナウイルスのワクチン接種事業の対応のため
	土木	138	137	130	△7	職員配置の見直しによる
	民生	336	353	343	△10	組織改編により診療所が独立したため 職員配置の見直しによる
	衛生	144	147	163	16	クリーンセンター設置準備及び組織改編により診療所が独立したため 新型コロナウイルスのワクチン接種事業の対応のため
	計	979	1009	1011	2	(参考)人口1万人当たり職員数 43.11人 (類似団体(施行時特例市)の人口1万人当たり職員数 46.37人)※1
	教育部門	265	264	260	△4	職員配置の見直しによる
	消防部門	240	240	238	△2	職員配置の見直しによる
	小計	1,484	1,513	1,509	△4	(参考)人口1万人当たり職員数 64.65人 (類似団体(施行時特例市)の人口1万人当たり職員数 63.82人)※1
	公営企業会計等部門	病院	636	636	619	△17
水道		77	78	83	5	職員配置の見直しによる
下水道		20	22	22	0	
その他		51	48	51	3	職員配置の見直しによる
小計		784	784	775	△9	
合計		2,268 (2,442)	2,297 (2,442)	2,284 (2,442)	△13 (0)	(参考)人口1万人当たり職員数 98.14人※1

- (注) 1 職員数は、一般職に属する職員数です。
 2 合計欄の()内は、条例定数の合計です。
 3 上表は、定員管理調査に基づく数値です(国民健康保険診療所の職員は、病院部門に含みます)。
 4 人口一万人当たり職員数はR2.4.1現在の職員数に基づくものです。

※ 定員適正化計画に基づく取組の結果、令和3年4月1日付の再任用を含めた職員数は計画の見通しどおりとなりました。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和3年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
平成28年	8人	119人	243人	217人	223人	195人	237人	297人	225人	184人	136人	36人	2,120人
令和3年	4人	79人	245人	257人	302人	244人	175人	223人	270人	239人	174人	72人	2,284人

(3) 職員数の推移

単位：人

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)
	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	
一般行政	881	922	944	979	1,009	1,011	130 (14.8%)
教育	257	269	274	265	264	260	3 (1.2%)
消防	230	235	239	240	240	238	8 (3.5%)
その他	46	47	49	51	48	51	5 (10.9%)
普通会計等計	1,414	1,473	1,506	1,535	1,561	1,560	146 (10.3%)
公営企業会計部門	706	709	721	733	736	724	18 (2.5%)
総合計	2,120	2,182	2,227	2,268	2,297	2,284	164 (7.7%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数